

平成29年第2回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年2月6日（月）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	22番	小山久仁江
23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子
27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博
31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實
35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

6番 横手 良弘 21番 田上 一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎

参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第7号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第8号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第9号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第10号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第11号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第12号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第4号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第5号 農地の形状変更届について
第6号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから始めさせていただきます。

本日は6番、横手委員、21番、田上委員、2名から欠席の連絡があっております。現在36名の出席で、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しておりますので、平成29年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より御挨拶をいただきまして、会議規則第4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。皆さんには公私ともに大変お忙しい中に、農業委員総会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは久しぶりに非常に良い天気になっておりますけれども、インフルエンザなども非常にはやっておるといような状況でございます。今月は特に研修旅行とか大会、いろいろ行事が頻発しておりますけれども、風邪などをひかれないように、どうぞ健康に留意されて元気よく頑張って、日頃のお仕事に頑張ってくださいと思います。

それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第7号より議第12号までの70件と、報告第4号より第6号までの28件が提案されております。慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、4番の西島委員と5番の赤松委員にお願いをいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第7号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第7号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1 番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田 9 1 0 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

2 番、熊本市中央区と横田の申請人で、申請物件が宮原の畑 4 2 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

3 番、千田川原と伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑 1, 4 1 6 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

4 番、伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑 1, 7 0 5 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

5 番、福岡県大牟田市と熊本市南区の申請人で、申請物件が伊倉南方の田 5 8 7 m²外 5 筆、計 3, 9 1 7 m²を相手方の要望と経営拡張による売買です。

6 番、伊倉北方と和水町の申請人で、申請物件が寺田の畑 2 3 6 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

7 番、津留の申請人で、申請物件が津留の畑 2 3 1 m²外 5 筆、計 1, 2 6 2 m²を子へ贈与するものです。

8 番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田 4 8 0 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

9 番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田 1, 0 9 5 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

1 0 番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑 7 3 1 m²を相手方の要望と経営拡張による売買です。

1 1 番、三ツ川と横島町の申請人で、申請物件が三ツ川の田 1, 1 8 3 m²外 1 筆、計 1, 4 5 5 m²を相手方の要望と経営拡張による売買です。

1 2 番、築地と横島町の申請人で、申請物件が立願寺の畑 3 3 2 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

1 3 番、愛知県弥富市と横島町の申請人で、申請物件が立願寺の畑 1 0 3 m²外 3 筆、計 2 8 5 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

1 4 番、天水町の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑 1, 8 7 3 m²を兄へ贈与するものです。

1 5 番、熊本市北区と熊本市西区の申請人で、申請物件が天水町の畑 2 8 5 m²外 1 筆、計 9 6 4 m²を労力不足と経営拡張による売買です。

1 6 番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑 9 5 4 m²外 3 筆、計 3, 1 8 7 m²を子へ贈与するものです。

以上 1 6 件、合計 1 9, 8 9 0 m²を提案しております。農地法第 3 条第 2 項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、

労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

○8番（松本恒幸君） 1番の案件について御説明します。8番の松本です。

譲渡人は年齢も100歳ということで、労力不足といいますか、管理は長女の娘さん夫婦がされておりましたけれども、私たちもとても管理ができないということで、譲渡人のほうに経営拡張ということで譲渡が決まったということでございます。皆様方の御審議のほどをよろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。

最初に2番はですね、今は大体おばさんが、家屋敷みんな購入するということです。これは農業委員会の関連は農地だけなもので、ほとんどが基盤強化であげておりますけれども、残りのこの一ノ谷の42㎡が基盤強化にかからんもんですから、農振外なもんで、これだけが3条で出ております。本人は認定農業者でもあります。これは問題ないと思います。

次に、3番、この譲受人も認定農業者でございますけれども、基盤強化にかからないというか、農振外の畑でございますので、この人も問題ないと思います。

4番目、譲渡人と譲受人はいとこの関係でありまして、譲受人はブロイラー経営をなさっております。ちょうどブロイラーの鶏舎のそばということで、労力不足、経営拡張ということで、これも問題ないと思います。

5番目、譲渡人と譲受人、ここは大体もともとガラス温室だったんですけれども、ガラス温室の水耕栽培だったんですけども、水耕栽培でなくて普通のガラス温室の栽培で、軟弱野菜、レタスなんかを作って、今も小作で作っておられますので、この方が要望と経営拡張ということで、購入されるということで、これも問題ないと思います。

6番目も236㎡、労力不足と経営拡張ということで、これも問題ないと思います。よろしく願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

2番、3番、4番、5番、6番まで志水委員に説明をいただきました。ありがとうございました。

それでは、7番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。

これは子への贈与の申請であっております。贈与された取得後について農地の効率的な運用等、下限面積等も満たしておりますので、問題ないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。8番を御説明します。

物件は三ツ川にあります神社の神田、神様の田ん中480㎡であります。申請理由は労力不足です。譲渡人は神社の代表役員、熊本市在住であります。この方は玉名市内にあります神社の関係の方でございます。地区によってはこのような神社の土地が存在するところもあるようでございますが、譲渡条件も満たしており、許可されるものと判断するところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。

譲渡人は、御主人も亡くなられ、御本人も高齢ということで労力不足、譲受人さんは経営拡張ということで、何ら問題ないと判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。10番の案件について説明します。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということで、今回金額面で折り合いがついたということで報告を受けて、下限面積も満たされており、問題なく許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

次は11番、どうぞ。

○27番（寺井廣喜君） 27番、寺井です。11番、12番、13番と説明いたします。

11番ですけど、譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張です。面積要件も満たしておりますし、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

続きまして、12番ですけど、譲渡人は労力不足、譲受人は11番の人と同じ人で経営拡張です。こちらのほうも何ら問題ないと思います。

続きまして、13番、譲渡人は労力不足と譲受人も先ほどの人と同じ人で、経営拡張です。何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

11、12、13番、寺井委員、ありがとうございました。

それでは、14番、どうぞ。

○35番（中村 亘君） はい、35番、中村です。14番について説明いたします。

これは親兄弟で話し合いの結果、弟が兄へ贈与するというので、何ら問題はな
いと考えます。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、15番、どうぞ。

○38番（村端一弘君） 38番、村端です。15番の案件について申し上げます。

譲渡人は、前に天水町赤仁田におられまして、また、譲受人は河内町に住まれて
おりまして、経営拡張ということで許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして、16番、どうぞ。

○38番（村端一弘君） 続きまして、38番、村端です。16番の案件について申し
上げます。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、子への贈与ということで許可相当と判断いた
します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明が終わりました。御意見、御質問などはございませ
んでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。事務局にお尋ねですけれども、12番の
農地が850万円ということですが、これは間違いじゃなかったですか。とおし間違
いのあるばってんが議案の。

○参事（西山美和君） いいえ間違いではなく、この金額です。（「坪いくらで」と呼
ぶ者あり）（「坪いくらになっとねこれは」と呼ぶ者あり）坪だったら8万、9万
ぐらいじゃないかな。（「畑だろう。場所はどこね」と呼ぶ者あり）土地がですね、
九看大に行くほうとちょうどバイパスの交差点のところなんですよね。（「わかり
ました」と呼ぶ者あり）（「すみません、何ば・・・」と呼ぶ者あり）オリーブを
栽培しておられます。

○議長（永田知博君） よろしいですか。ほかには何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移
ります。

議第7号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第7号は許可することに決定しました。

次に、議第8号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第8号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成29年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田6,185㎡を農業者年金受給のため、平成29年2月6日から10年間契約するものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が中坂門田の畑5,445㎡外61筆、計54,461㎡を農業者年金受給のため、平成29年2月8日から10年間契約するものです。

以上2件、合計60,646㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も満たしてものから御提案いたしております。よろしくをお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○29番(今上公男君) 29番、今上です。1番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子であり、農業者年金受給による再設定です。許可相当と判断します。以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○38番(村端一弘君) 38番、村端です。2番の案件について申し上げます。

使用貸人と使用借人は親子関係にあり、使用貸人の農業者年金受給ということで、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第8号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第9号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第9号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成29年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町の畑1,720㎡で、平成28年7月総会で会社名義で申請がありましたが、今回個人名に計画変更するもので、議第11号4番と関連があります。

以上、1件、合計1,720㎡を御提案申し上げております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。1番の案件について説明いたします。

これは説明がありましたように、昨年7月の総会の議第48号の9番で、農地の転用許可ということで許可申請されたものです。今回備考に書いてありますように、会社代表として申請されたんですけど、今回個人名として変更という申請です。何ら問題はないものと思います。

審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、ただいまの議第9号については、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第9号は承認することに決定しました。

次に、議第10号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第10号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が天水町の田572㎡外1筆、計1,229㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

以上1件、合計1,229㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので御提案申し上げます。地元委員さんと同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。

この件は自分の家のすぐ前の水田です。第2種農地でもあり、農業機械が入らない水田で、何年も減反をしておられました。このたび農業委員さんの立会で太陽光発電をするそうで、盛土をして、雨水は自然浸透ということです。何ら問題なく許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。皆さんに何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定す

ることに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第10号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第11号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第11号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番は黒板に書いてありますとおり、2月2日付けで許可の取下げがっておりますので、削除をお願いします。

2番、申請物件が伊倉北方の畑325㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

3番、申請物件が玉名の田203㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療施設が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が岱明町の畑1,720㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。これが先ほどの議第9号、1番と関連がございます。

5番、申請物件が岱明町の畑1,034㎡で、転用目的は中古車販売場です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療施設が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が天水町の畑491㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

7番、申請物件が天水町の畑421㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の団地の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落接続ということで例外的に許可可能でございます。

以上6件、合計は4,194㎡を御提案申し上げております。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、い

ずれも不都合のないものと判断し、提案しております。また、地元委員さんと現地調査を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

1番は取り下げてありますので、2番について説明をお願いいたします。

2番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。

これは以前出ました太陽光発電でございますけれども、そのとき残った分というが、そのときまだそれにかたってなかった分の、畑の残った分の今度また申請されたということでございます。パネルが56枚分、この前ある程度許可をもらっておりますけれども、全体的に見てちょっと雨水の量がどうかなあと思うんですけども、メンテナンスは十分にやるということでございますので、許可相当かと思えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○15番（平野忠臣君） 15番の平野です。3番の案件について説明します。

譲受人は歯科技工士の仕事を自宅で行っているが、自家用車を置けるスペースがないため、隣接している申請地を従業員、自家用、来客用の8台分の駐車場として利用する計画をされました。

申請地は新玉名駅の北西にあり、第3種農地と判断されます。給排水は駐車場なので発生しません。雨水は北東の既存の水路に排出されます。また、被害防除として西側の道路と同じ高さで整地し山砂を敷くが、山砂の流出がないよう対策をとられる計画となっております。また、周辺農地に影響を及ぼす場所ではなく、現地調査の結果、周辺隣接地は問題ないと思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。先ほどの第9号の第1番と関連してになります。4番の案件について説明いたします。

以前、申請ではみかんの畑を駐車場とし、トラックや重機、機材等を置くということで計画されて出されておりました。今回は駐車場15台分ということであります。

現地を見ましたが、一部をちょっと整地し、砂利を敷き、数台駐車されておりました。奥のほうにはみかんの木が、まだ手入れしてない木で数本残っておりました。今回申請を検討は問題ないものと思えます。雨水は以前と同じく自然浸透と道路側

の側溝を利用されるということです。何ら問題はなく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） はい、24番、徳井です。5番の案件について説明いたします。

この農地は第3種農地で、現状は何も作られていません。貸人と借人は親子関係です。転用の目的は、自動車販売店を経営して、現状のものを有効活用するという事です。転用面積は1,034㎡、土地の利用計画として、カーポート34.5㎡、それに事務所のプレハブ26.79㎡、合わせて61.23㎡で、残りが車を展示するスペースだそうです。給水計画は、玉名市の公共上下水道を利用されます。敷地内は現状を地固めし、砂利を敷く予定で、オイル交換、車の整備は一切しないとのことで、業務上発生する汚水等はないと考えられます。

近隣における被害防除策は、現地調査の結果、近くに影響はないと思われます。よって許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。貸人と借人は親子で、親の土地を借りて家を建てるということで、西側と北側に道路がありまして、生活雑排水はすぐそばにきています。井戸水は隣が親戚なので、そこからボーリングをされるということです。雨水はU字溝に流すということですね。

7番も同じく貸人、借人は親子であり、両親の面倒を見るために目と鼻の先に家を建てるということです。生活雑排水は合併浄化槽をして、給水は実家からボーリングを引き水するという事です。雨水は雨水枡によって水路に流す。

6番、7番とも付近の農地及び作物等には何ら被害はないということですので、許可相当です。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

6番、7番、続けて説明をいただきました。ありがとうございます。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。（「斎藤です」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。この2番の案件で、太陽光発電施設を造るということですが、ちょっと説明で、雨水の排水のことでちょっと問題点があるようなことをおっしゃいましたが、そのへん、私はいつもこの太陽光発電では、排

水をもうちよつとしかんと、周りの田んぼや畑や住宅に非常に迷惑がかかるというふうに思っています。そのへんがなされているのかどうかですね、そのへんを明確にこの係の方、ちょっと説明していただきたい。

○議長（永田知博君） それでは、志水委員、どうぞお願いします。

○12番（志水武保君） 建設課からきたつかな。（「建設管理課です」と呼ぶ者あり）建設管理課も同行してもらってちょっと見たんですけども、柵関係とかU字溝関係はいろいろ指摘もあったようですけれども、中に市議員も入って、さっきも言いましたように、メンテナンスは十分に行いますということで、そういうことだったけんですね、一応許可相当と思われます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（永田知博君） よろしいですか。

○事務局長（福田高広君） 汚水関係については、ちゃんと流量計算もして側溝も入れて流す計画ですので、さっき言いなはったように、建設管理課と農業委員会立会いのもと、現地調査を行っております。

○議長（永田知博君） そのほかには何か。

はい、高根委員、どうぞ。

○17番（高根政明君） 事務局にお尋ねしますが、17番、高根ですが、カーポートは建築物に入らんわけですかね。5番の案件の。

それは26.79㎡ていうとは事務所です。

○事務局長（福田高広君） 事務所のプレハブです。

○17番（高根政明君） プレハブ、（「はい」と呼ぶ者あり）動かされるプレハブ、（「そうですね、はい」と呼ぶ者あり）、そすとカーポートというのは、どがんとがカーポートていうのかな。動かさるつとかな動かされんとか、基礎ばしてあつとかな。（「普通基礎ばしてあつとじゃなかですか、カーポートは」と呼ぶ者あり）例えば、動かさるつとは建築物に入らんとじゃなかかなと、そのへんの事務局の判断はどがんなる。どがんとした判断をした。

○事務局長（福田高広君） この26.79㎡は、あくまでもさっき言ったプレハブだけのやつなんですけど、カーポートのほうは入ってません。

○17番（高根政明君） 入つとらん。（「はい」と呼ぶ者あり）カーポートは建築物には入らんとていうことたいね。

○事務局長（福田高広君） 今、言いよなった壁とか基礎とか屋根とかがしっかりしかんと建物じゃなかですけんね。基礎と屋根と壁と。（「カーポートてどがんとですか」と呼ぶ者あり）

○18番（取本一則君） 18番、取本です。すみません。

○事務局長（福田高広君） 柱んあって、屋根のこうあるごたるとでしょう。

○18番（取本一則君） 片一方からの片羽根みないなのもあるし両側あるし。基礎はあれ埋めるよね。下に基礎をうつよね。（「基礎はあります」と呼ぶ者あり）基礎は穴掘ってから埋めてからコンクリートたいな。（「はい」と呼ぶ者あり）大体わかっちゃおっとたい。だけんどがんなあて、おれの考えと違うとかなあて思うて。

それとさっき言うた事務所、18番、取本でございます。事務所の場合はプレハブでただ据えてあるやつたいな。建築すると下に基礎打って固定物になると確認申請出さにゃんごんなるけんね。ただ下にブロックんごたつと置いてからただ乗せてあるごたつとが、仮設の事務所ていうて使いなはつとが、その確認申請のいらんやつのそれと思うけどね。だけん基礎があるのとないのとで大分違うわけです。そこらあたりはこういう、私が言うたっじゃなかばってん、隣の人と言いなはつたばってん、よおと勉強してから調べとかんとしゃが、すぐ答えにゃんけんな、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ほかにはありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第11号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第12号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第12号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、市長より意見を求められております。今月は16ページから19ページまでの集積で、所有権移転が5件の12,504㎡、利用権設定が39件の127,034㎡で、合計139,538㎡の集積です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものと考え、御提案申し上げます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第12号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第4、5、6号について、事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 21ページからです。

報告第4号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成29年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

21ページから27ページまでの25件、計66,914㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

報告第5号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件届出を受理しております。

続きまして、29ページでございます。報告第6号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告します。平成29年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件受理をしております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局より報告がありました。これについて何か御質問、御意見などがございますでしょうか。（「ちょっと会長よかですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ高根

委員。

○17番（高根政明君） 農業委員になって1年半ぐらいになるばってんですね、わからんことばかりで、事務局にお尋ねいたします。

28ページ、農地の形状変更届、これは採決のなかごたるけんですね、ただ報告しますということで、可決も否決も明記はしてなかですけども、これの届出が、農業委員会が受理したつが平成29年1月11日、この届けを出せばきょうの会議を待たんで形状変更ができるのかどうかですたいね。届けた日が許可日になるのか、そのへんなどがんですか。そこまでの報告たいな。11日から埋め立てをしていいのかということですか。

○事務局長（福田高広君） 本日の総会后に許可証というか通知を差し上げますので、それからということです。本日の総会后申請人に通知を差し上げますので、それから形状変更してくださいということです。

○17番（高根政明君） 農業委員会の承認したですよという許可は要らんわけだろこれは。（「許可は別に要らんばってん」と呼ぶ者あり）それは出しよるわけ申請人に、よかですよて。

○事務局長（福田高広君） はい。きょうで受理されましたとかそういう文面を出しております。

○17番（高根政明君） あくまでも受理したつは1月11日よな。
（雑談）

○主事（笠原大志郎君） 届けがあった日で形状変更の届けを受理しましたというお手紙を差し上げてますけども、一応御本人さんには、届けを出されたときに総会后にちょっと形状のほうは変えられてくださいというお願いはしてますけども、そのへんを受理しないうちにしてはいけないというふうに決まってるわけではないんですね。すみません、報告として総会であげさせていただいてから、ちょっと着工させてくださいというふうにお願いはします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）はい、以上です。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○18番（取本一則君） 18番。それで、今、聞いたけど、こういうことは埋め立てとかこういうところは形状変更してからする人は、一個人じゃなくてある業者でするかもしれんけん、玉東は、三加和はどこはよかて言いよったばんて、どうして玉名はこの日以降でなきやでけんとかやて言われんごつしとかなんばいた。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）三加和は12日からよかて言わしたばんて。玉名はどうしてきょう7日からしかでけんとかいとか言われんごつしとかなん。（「はい」と呼ぶ者あり）18番、取本です。

○17番（高根政明君） そこでな、私が個人的な判断よ、これは受理したときが許可

だろうと思うたわけよ。農業委員会が受理したっじゃけん、OKて言うたっだけんな受理したということは。そんなときは12日からできるですよということかなあて思うたったい。ほとんど業者ですね、すっとはな。（「個人さんは結構いらっしゃいます」と呼ぶ者あり）（「個人名でして、それから業者ですね」と呼ぶ者あり）おれはそがん思うたわけよ、受理した日が許可ていうとばね。いかんならば受理せんとはずだけんな、事務局もな。そのへんなまた教えてください。次のときでも。（「すみません、はい、詳しく調べときます。はい」と呼ぶ者あり）はい、よろしく、終わりたいと思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

では、ほかにはございませんか。

はい、どうぞ、取本委員。

○18番（取本一則君） 一応報告5番までちょっと締めてから質問します。締められてからでいいです。

○議長（永田知博君） はい、それではほかにないようでございますので、本日予定しておりました審議と報告を以上をもって終わりたいと思います。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、ほかにないようでございますので本日予定しておりました議案審議を、これをもちまして閉会したいと思います。

どうも長時間にわたりまして御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年2月6日

玉名市農業委員会会長

農 業 委 員

農 業 委 員